

砂川市規則第12号
令和6年3月28日

砂川市職員の在宅勤務等手当の支給に関する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市職員の在宅勤務等手当の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 砂川市職員諸給与条例（昭和31年条例第34号。以下「条例」という。）第12条の2の規定による在宅勤務等手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(在宅勤務等の場所)

第2条 条例第12条の2第1項の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は2親等内の親族の住居
- (2) 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第3条 条例第12条の2第1項の規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第8条の2第1項に規定する時間外代休時間又は同条例第9条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- (2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

(1か月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第4条 条例第12条の2第1項の規則で定める期間は、3か月とする。

(確認)

第5条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第12条の2第1項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第6条 在宅勤務等手当は、給料の支給日（その月が給料の月額半額ずつを月2回に支給する月である場合にあっては、先の給料の支給日）に支給する。

- 2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。
- 3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(支給期間等)

第7条 職員が新たに条例第12条の2第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。